明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一〇四）　二

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**一〇五）　四

○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**一〇六）　八

○外国為替に関する省令等の一部を改正する省令（**財務**六七）　二

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一五七）　三

○農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産**六二）　三五

○農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産・環境**四）　三六

〔規　則〕

○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―三〇―一一）　二七

○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（**同**一〇―四―三七）　二八

○人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（**同**一五―一四―四三）　二九

○人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（**同**一五―一五―二一）　二九

〔告　示〕

○電気通信番号計画の一部を変更する件（**総務**三九六）　三〇

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成六年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一一六）　三一

国家試験

令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三三

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係　三五

裁判所

破産、免責関係　三五

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、弁理士登録関係　三六

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三六

会社その他

会社決算公告　三六

省　令

○総務省令第百四号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条第一項及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二日

総務大臣　村上誠一郎

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（本人確認書類） **第五条**　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 一　自然人（第三号に規定する外国人を除く。） イ　運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの (1)　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。） (2)　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ(2)において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ(2)において単に「特別永住者証明書」という。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ(2)において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。） (3)　旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して船舶観光上陸許可書の交付を受けた者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。第十七条及び第十九条第一項において同じ。） ロ　国民健康保険の資格確認書その他の本人確認書類として次に掲げるもの (1)　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面に限る。）、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）第七条第二項に定める資格確認書（書面に限る。）、介護保険の被保険者証又は健康保険日雇特例被保険者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）	（本人確認書類） **第五条**　［同上］ 一　［同上］ イ　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証若しくは同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して船舶観光上陸許可書の交付を受けた者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。第十七条及び第十九条第一項において同じ。） ロ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証又は自衛官診療証（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

改正後	改正前
⑵　在留カード、特別永住者証明書又は個人番号カード（いずれも当該自然人の写真があるものを除く。） ［八～へ　略］ ［二・三　略］ ［２　略］	［八～へ　同上］ ［二・三　同上］ ［２　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） ［１　略］ （経過措置） ２　当分の間、改正後の第五条第一項第一号イ⑵に規定する在留カード及び特別永住者証明書には、入管法等改正法附則第十五条第一項及び第二十八条第一項の規定により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書（当該自然人の写真があるものに限る。）を含み、改正後の第五条第一項第一号ロ⑵に規定する在留カード及び特別永住者証明書には、入管法等改正法附則第十五条第一項及び第二十八条第一項の規定により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書（当該自然人の写真があるものを除く。）を含むものとする。 ［３　略］	**附　則** （施行期日） ［１　同上］ （経過措置） ２　当分の間、改正後の第五条第一項第一号イに規定する在留カード及び特別永住者証明書には、入管法等改正法附則第十五条第一項及び第二十八条第一項の規定により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含むものとする。 ［３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年総務省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　［略］ ２　次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。 ［一～四　略］	**附　則** （経過措置） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～四　同上］

改正後	改正前
五　第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ(2)（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）	五　第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。次条及び附則第五条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされる国民健康保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、同条に規定する期間は、第一条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項第一号ロ(1)に掲げる書類とみなす。

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。次条において「厚生労働省整備省令」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる健康保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、同条に規定する期間は、新規則第五条第一項第一号ロ(1)に掲げる書類とみなす。

第四条　厚生労働省整備省令附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる船員保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、同条に規定する期間は、新規則第五条第一項第一号ロ(1)に掲げる書類とみなす。

第五条　改正法附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされる後期高齢者医療の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、同条に規定する期間は、新規則第五条第一項第一号ロ(1)に掲げる書類とみなす。

第六条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員共済組合の組合員証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、同条に規定する期間は、新規則第五条第一項第一号ロ(1)に掲げる書類とみなす。

第七条　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府、総務省、文部科学省令第五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員共済組合の組合員証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、同条に規定する期間は、新規則第五条第一項第一号ロ(1)に掲げる書類とみなす。

第八条　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、同条に規定する期間は、新規則第五条第一項第一号ロ(1)に掲げる書類とみなす。

第九条　自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令（令和六年防衛省令第九号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる自衛官診療証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、同条に規定する期間は、新規則第五条第一項第一号ロ(1)に掲げる書類とみなす。

○総務省令第百五号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、第二及び第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～159　略］	［2～159　同上］

160
法別表第一の七十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
四　健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の資格確認書、被保険者資格証明書若しくは日雇特例被保険者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［五　略］

161
法別表第一の七十二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
三　健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票若しくは特別療養費受給票の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［四～八　略］

［162・163　略］

164
法別表第一の七十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
六　船員保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証若しくは年金証書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（前号に掲げるものを除く。）
［七～十　略］

165
法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
三　健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票若しくは特別療養費受給票の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答のために必要となるその申請を行う被保険者又はその被扶養者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの
［四～十三　略］
十四　船員保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証若しくは年金証書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（第百五項第五号に掲げるものを除く。）のために必要となるその申請を行う被保険者又はその被扶養者に関する同法第百五十三条の十第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの
［十五～二十九　略］

160
法別表第一の七十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
四　健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証、被保険者資格証明書若しくは日雇特例被保険者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［五　同上］

161
法別表第一の七十二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
三　健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票若しくは特別療養費受給票の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［四～八　同上］

［162・163　同上］

164
法別表第一の七十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
六　船員保険法による被保険者証、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証若しくは年金証書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（前号に掲げるものを除く。）
［七～十　同上］

165
法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
三　健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票若しくは特別療養費受給票の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答のために必要となるその申請を行う被保険者又はその被扶養者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの
［四～十三　同上］
十四　船員保険法による被保険者証、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証若しくは年金証書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（第百五項第五号に掲げるものを除く。）のために必要となるその申請を行う被保険者又はその被扶養者に関する同法第百五十三条の十第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの
［十五～二十九　同上］

三十　国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって国民健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［三十一～四十　略］

四十一　高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、資格情報通知書又は特定疾病療養受療証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって後期高齢者医療広域連合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四十二～四十七　略］

166

法別表第一の七十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［三～七　略］

167

法別表第一の七十三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票若しくは特別療養費受給票の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答のために必要となるその申請を行う被保険者又はその被扶養者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四～十三　略］

十四　船員保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証若しくは年金証書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（第百五項第五号に掲げるものを除く。）のために必要となるその申請を行う被保険者又はその被扶養者に関する同法第百五十三条の十第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［十五～二十九　略］

三十　国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって国民健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［三十一～四十　同上］

四十一　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって後期高齢者医療広域連合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四十二～四十七　同上］

166

法別表第一の七十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　同上］

二　国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［三～七　同上］

167

法別表第一の七十三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票若しくは特別療養費受給票の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答のために必要となるその申請を行う被保険者又はその被扶養者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四～十三　同上］

十四　船員保険法による被保険者証、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証若しくは年金証書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（第百五項第五号に掲げるものを除く。）のために必要となるその申請を行う被保険者又はその被扶養者に関する同法第百五十三条の十第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［十五～二十九　同上］

三十　国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって国民健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［三十一～四十　略］

四十一　高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、資格情報通知書又は特定疾病療養受療証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって後期高齢者医療広域連合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四十二～四十七　略］

［168～254　略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～42　略］

43　法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［三～八　略］

44　法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、資格情報通知書又は特定疾病療養受療証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［三～八　略］

［45～69　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～41　略］

42　法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［三～八　略］

三十　国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって国民健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［三十一～四十　同上］

四十一　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であって後期高齢者医療広域連合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［四十二～四十七　同上］

［168～254　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～42　同上］

43　法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　同上］

二　国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［三～八　同上］

44　法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　同上］

二　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［三～八　同上］

［45～69　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～41　同上］

42　法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　同上］

二　国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［三～八　同上］

43　法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、資格情報通知書又は特定疾病療養受療証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［三～八　略］ ［44～68　略］	43　法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　同上］ 二　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［三～八　同上］ ［44～68　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間におけるこの省令による改正後の住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第一条、第二条及び第四条の規定の適用については、同令第一条第百六十五項第三十号中「資格確認書」とあるのは「資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十条の規定による改正前の国民健康保険法による被保険者証又は被保険者資格証明書を含む。以下同じ。）」と、同項第四十一号中「特定疾病療養受療証」とあるのは「特定疾病療養受療証（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証又は被保険者資格証明書及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号）附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を含む。以下同じ。）」とする。

○総務省令第百六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二日

総務大臣　村上誠一郎

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一～八　［略］ 九　国民健康保険法第九条第五項の規定による届出（国民健康保険法施行規則第十二条若しくは第十三条第一項の規定による届出を含む。）の受理又はその届出に係る事実についての審査 十・十一　［略］ 十二　国民健康保険法施行規則第六条第一項の規定による資格確認書の交付 ［削る］	（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一～八　［同上］ 九　国民健康保険法第九条第九項の規定による届出（国民健康保険法施行規則第十二条若しくは第十三条第一項の規定による届出を含む。）の受理又はその届出に係る事実についての審査 十・十一　［同上］ 十二　国民健康保険法施行規則第六条第一項の規定による被保険者証の交付 十三　国民健康保険法施行規則第五条の七第一項の規定による通知又は国民健康保険法第九条第三項若しくは第四項の規定により返還される被保険者証の受領

［削る］

［削る］

［削る］

十三　国民健康保険法施行規則第七条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十条の規定による改正前の国民健康保険法による被保険者証又は被保険者資格証明書を含む。）の受領、同令第七条第三項の規定による資格確認書の交付、同条第四項の規定により返還される資格確認書の受領、同条第五項（同令第七条の三の二第三項及び第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、又は同令第七条第六項（同令第七条の三の二第三項及び第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による確認

十四　国民健康保険法施行規則第七条の二第二項の規定による資格確認書の提出の求め及び受領又は同条第三項の規定による資格確認書の検認若しくは更新若しくは交付

十五　国民健康保険法施行規則第七条の二の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による書面の交付又は同条第三項の規定による通知

十六　国民健康保険法施行規則第七条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十七　国民健康保険法施行規則第七条の三の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、及び同条第二項の規定による通知

十八～二十六　［略］

二十七　国民健康保険法施行規則第二十七条の五の二第一項の規定により返還される資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた保険料を納付しない場合において返還される被保険者証を含む。）の受領又は国民健康保険法施行規則第二十七条の五の二第二項の規定による通知

二十八　国民健康保険法施行規則第二十七条の五の二第四項の規定による資格確認書の交付

二十九　国民健康保険法施行規則第二十七条の五の五第一項若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による確認

三十～四十六　［略］

十四　国民健康保険法施行規則第六条第二項の規定による被保険者資格証明書（国民健康保険法第九条第六項に規定する被保険者資格証明書をいう。以下この条において同じ。）の引渡し

十五　国民健康保険法施行規則第五条の九第一項若しくは第二項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による確認

十六　国民健康保険法第九条第九項の規定により返還される被保険者証又は被保険者資格証明書の受領

十七　国民健康保険法施行規則第七条第一項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第七条第二項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領、同令第七条第三項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定により返還される被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領、同令第七条第四項（同令第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、又は同令第七条第五項（同令第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による確認

十八　国民健康保険法施行規則第七条の二第二項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の提出の求め及び受領又は同令第七条の二第三項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の検認若しくは更新若しくは交付

［新設］

［新設］

十九～二十七　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二十八～四十四　［同上］

（法別表第十四号の総務省令で定める事務）

第十四条　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による求めの受付、その求めの形式の確認又は当該求めに係る書面（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証を含む。）の引渡し

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五十四条の二第一項の規定により返還される資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされた保険料を納付しない場合において返還される被保険者証を含む。）の受領

五　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五十四条の二第四項の規定による資格確認書の引渡し

六　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第六号の規定による保険料の減免又は徴収猶予に係る手続

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第七号の規定による広報

八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号若しくは第九号の規定による受付又は同条第三号から第五号までの規定による引渡し

九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第十三号の四、第十三号の六、第十四号、第十六号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し

十～十三　［略］

十四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による資格情報通知書の引渡し

十五　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十一条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請の形式の確認、及び同条第二項の規定による資格情報通知書の引渡し

［削る］

十六　［略］

十七　［略］

十八　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（法別表第十四号の総務省令で定める事務）

第十四条　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　［同上］

三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による申請の受付、その申請の形式の確認又は被保険者証の引渡し

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第四号の規定により返還される被保険者証の受領

五　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第五号の規定による被保険者資格証明書の引渡し

六　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第八号の規定による保険料の減免又は徴収猶予に係る手続

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第九号の規定による広報

八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第六条各号の規定による受付又は同条第四号若しくは第七号の規定による引渡し

九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第九号、第十三号、第十三号の二、第十三号の六、第十四号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し

十～十三　［同上］

十四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十五条第一項の規定による通知の引渡し

十五　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十九条第一項の規定による申請の受付又はその申請の形式の確認

十六　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十一条において準用する同令第二十条第四項の規定により返還される被保険者資格証明書の引渡し

十七　［同上］

十八　［同上］

十九　［同上］

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○財務省令第六十七号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定に基づき、並びに同法及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定を実施するため、外国為替に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二日

財務大臣　加藤　勝信

外国為替に関する省令等の一部を改正する省令

（外国為替に関する省令の一部改正）

第一条　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
別表（第八条関係） 一　自然人である顧客又は代表者等（次号及び第四号に掲げるものを除く。）に係る本人確認書類 イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード（ハにおいて単に「個人番号カード」という。）（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは第八条の二の二に規定する旅券等若しくは出入国管理及び難民認定法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次号において単に「船舶観光上陸許可書」という。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたもの（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日において有効なもの	別表（第八条関係） 一　［同上］ イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、第八条の二の二に規定する旅券等若しくは出入国管理及び難民認定法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次号において単に「船舶観光上陸許可書」という。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたもの（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日において有効なもの ロ　［略］ ハ　在留カード、特別永住者証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）若しくは精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日前六月以内に作成されたもの ［ニ・ホ　略］ ［二～四　略］ **附　則** ［条を削る。］
	ロ　［同上］ ハ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）で、銀行等が提示若しくは送付を受ける日前六月以内に作成されたもの ［ニ・ホ　同上］ ［二～四　同上］ **附　則** （令和六年能登半島地震に起因して生じた事態に対応するための特例） **第十二条**　令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する市町村の区域に住所若しくは居所又は主たる事務所を有する顧客又は代表者等であつて、第八条に規定する方法による本人確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、第八条の規定にかかわ

らず、同条に規定する方法による本人確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、銀行等は、当該顧客又は代表者等について、同条に規定する方法による本人確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人確認を行うものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（外国為替に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　外国為替に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （外国人登録原票の写し等に関する経過措置） **第二条**　［略］ ２　新省令別表の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。次項において同じ。）が所持する外国人登録証明書（写真が貼り付けられたものに限る。）は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ同表第一号ホに規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。	**附　則** （外国人登録原票の写し等に関する経過措置） **第二条**　［同上］ ２　新省令別表の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ同表第一号ホに規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

３　新省令別表の規定の適用については、特別永住者が所持する外国人登録証明書（前項に規定するものを除く。）は、入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、同表第一号ハに規定する特別永住者証明書とみなす。

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の外国為替に関する省令別表の規定の適用については、この省令の施行の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める期間は、同表第一号ハに掲げる書類とみなす。

一　国民健康保険の被保険者証　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。第四号において「改正法」という。）附則第十六条に規定する期間

二　健康保険の被保険者証　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。次号において「整備省令」という。）附則第二条に規定する期間

三　船員保険の被保険者証　整備省令附則第六条に規定する期間

四　後期高齢者医療の被保険者証　改正法附則第十八条に規定する期間

五　国家公務員共済組合の組合員証　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条に規定する期間

六　地方公務員共済組合の組合員証　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府、総務省、文部科学省令第五号）附則第二条に規定する期間

七　私立学校教職員共済制度の加入者証　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条に規定する期間

（外国為替に関する省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　外国為替に関する省令等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の外国為替に関する省令別表第一号イ中「いう。」を「いう。若しくは」に改め、「在留カード」の下に「（ハにおいて単に「在留カード」という。）」を加え、「特別永住者証明書」を「特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）若しくは」に、「個人番号カード」を「個人番号カード（ハにおいて単に「個人番号カード」という。）（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは」に改め、「精神障害者保健福祉手帳」の下に「（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）」を加える。

厚生労働大臣　福岡　資麿

○厚生労働省令第百五十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二日

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第七号（第十五条及び第十五条の二関係）

（表面）

様式コード			
2	2	0	0

健康保険
厚生年金保険
（兼）厚生年金保険

被保険者資格取得届
70歳以上被用者該当届

令和　　年　　月　　日提出

提出者記入欄

事業所整理記号	―　事業所番号
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒　―
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	（　　）

社会保険労務士記載欄

氏名等

被保険者1

①被保険者整理番号		②氏名	（フリガナ） （氏）　（名）	③生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和　年　月　日	④種別	1. 男　5. 男（基金） 2. 女　6. 女（基金） 3. 坑内員　7. 坑内員（基金）	
⑤取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個人番号［基礎年金番号］		⑦取得（該当）年月日	9. 令和　年　月　日	⑧被扶養者	0. 無　1. 有	
⑨報酬月額	㋐（通貨）　円 ㋑（現物）　円	㋒（合計 ㋐+㋑）　円		⑩備考				
⑪住所	〒　―					⑫資格確認書発行要否	□　発行が必要	

被保険者2

①被保険者整理番号		②氏名	（フリガナ） （氏）　（名）	③生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和　年　月　日	④種別	1. 男　5. 男（基金） 2. 女　6. 女（基金） 3. 坑内員　7. 坑内員（基金）	
⑤取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個人番号［基礎年金番号］		⑦取得（該当）年月日	9. 令和　年　月　日	⑧被扶養者	0. 無　1. 有	
⑨報酬月額	㋐（通貨）　円 ㋑（現物）　円	㋒（合計 ㋐+㋑）　円		⑩備考				
⑪住所	〒　―					⑫資格確認書発行要否	□　発行が必要	

被保険者3

①被保険者整理番号		②氏名	（フリガナ） （氏）　（名）	③生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和　年　月　日	④種別	1. 男　5. 男（基金） 2. 女　6. 女（基金） 3. 坑内員　7. 坑内員（基金）	
⑤取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個人番号［基礎年金番号］		⑦取得（該当）年月日	9. 令和　年　月　日	⑧被扶養者	0. 無　1. 有	
⑨報酬月額	㋐（通貨）　円 ㋑（現物）　円	㋒（合計 ㋐+㋑）　円		⑩備考				
⑪住所	〒　―					⑫資格確認書発行要否	□　発行が必要	

被保険者4

①被保険者整理番号		②氏名	（フリガナ） （氏）　（名）	③生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和　年　月　日	④種別	1. 男　5. 男（基金） 2. 女　6. 女（基金） 3. 坑内員　7. 坑内員（基金）	
⑤取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥個人番号［基礎年金番号］		⑦取得（該当）年月日	9. 令和　年　月　日	⑧被扶養者	0. 無　1. 有	
⑨報酬月額	㋐（通貨）　円 ㋑（現物）　円	㋒（合計 ㋐+㋑）　円		⑩備考				
⑪住所	〒　―					⑫資格確認書発行要否	□　発行が必要	

様式第七号、様式第七号の二、様式第十号の二、様式第十一号及び様式第十一号の二を次のように改める。

（裏面）

記入方法

提出者記入欄　：　事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ		事業所番号	1	2	3	4	5

①被保険者整理番号：提出順に被保険者整理番号を払い出ししますので、記入する必要はありません。

②氏名　：　氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

③生年月日　：　年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤昭和 7.平成 9.令和	6	3年	0	5月	0	3日

④種別　：　下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分　：　下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年	健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
3. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
4. 船保任継	船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号(基礎年金番号)　：　本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してください。

⑦取得(該当)年月日：適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等を記入してください。

⑧被扶養者　：　健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。
「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑨報酬月額　：　「㋐(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われる全ての合計金額を記入してください。
※1　臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。
※2　週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。
※3　実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額を記入してください。
「㋑(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。

⑩備考　：　必要に応じて記入してください。

⑪住所　：　住所を記入してください。
※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。
※健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、住所の記入は不要です。

⑫資格確認書発行要否：資格確認書の発行が必要な場合（※）は「□発行が必要」にチェックを入れてください。
※以下に該当する場合に限ります。
・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

備考1：この用紙は、A列4番とすること。

2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第七号の二（第十五条関係）

□健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・厚生年金保険70歳以上被用者該当届

様式コード2200

1．個人番号

2．被保険者生年月日　元号　年　月　日　（5 昭和　7 平成　9 令和）

3．性別　（1 男　2 女）

4．被保険者氏名

フリガナ（カタカナ）

5．変更後の氏名

フリガナ（カタカナ）

17．社会保険事業所整理記号

18．社会保険事業所番号

19．社会保険被保険者整理番号

20．種別　（1 男　5 男（基金）　2 女　6 女（基金）　3 坑内員　7 坑内員（基金））

21．社会保険資格取得区分　（1 健康・厚年　3 共済出向）

22．基礎年金番号（個人番号を記入した場合は、記入は不要です。）

23．社会保険資格取得年月日　元号　年　月　日　（5 昭和　7 平成　9 令和）

24．被扶養者　（0 無　1 有）

25．報酬月額　（通貨）　円　（現物）　円　合計　円

26．備考

該当する項目を○で囲んでください。
1　70歳以上被用者該当　　4　退職後の継続再雇用者の取得
2　二以上事業所勤務者の取得　5　その他（　　）
3　短時間労働者の取得（特定適用事業所等）

27．被保険者の住所（個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。）

郵便番号　〒

（理由：　1 海外在住　2 短期在留　3 その他（　　））

28．資格確認書発行要否（資格確認書の発行が必要な場合（※）は「□発行が必要」にチェックを入れてください。）

□発行が必要

※以下に該当する場合に限ります。
・ マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

29．被保険者氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

被保険者氏名（ローマ字）〔続き〕

36．住民票の有無　□　（1 有　2 無）

37．漢字氏名　（フリガナ　（氏）　（名））

38．通称名　（フリガナ　（氏）　（名））

39．ローマ字氏名をお持ちでない理由

□短期在留者のため　□海外に住所を有している者であるため
□在留カード（または特別永住者証明書）にローマ字氏名が記載されていないため　□その他（理由　　）

44．事業所名称

令和　年　月　日提出

住　所　〒

事業主　氏　名

電話番号

社会保険労務士記載欄		氏名

様式第十号の二（第二十一条関係）

様式コード	
2	2 0 7
届書コード	届書
2 0 7	

健 康 保 険
厚生年金保険　　被保険者氏名変更届

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
◎「※」印欄は記入しないでください。

① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号	③ 個人番号（又は基礎年金番号）	④ 生 年 月 日	送信
※			昭．5 平．7 令．9　年　月　日	

⑤ 被保険者の氏名（変更後）	（氏）	（名）	㋐ 変更前の氏名	（氏）	（名）	送信	㋑ 備 考
	（フリガナ）						

令和　　年　　月　　日　提出

事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電　　話	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒　　― （　　局）　　番

社会保険労務士記載欄
氏名等

【記入の方法】

1. ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。
2. ④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、例えば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

「

		年		月		日
(昭 5)						
平 7	3	2	0	2	0	7
令 9						

」のように記入してください。

3. ⑤の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。
4. ⑦は、被保険者整理番号又は基礎年金番号の通知をまだ受けていないときは、その旨を記入してください。
5. 本手続は電子申請による届出も可能です。

なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

様式第十一号（第二十二条、第二十二条の二関係）

（表面）

様式コード			
2	2	0	1

健康保険
厚生年金保険
（兼）厚生年金保険

被保険者資格喪失届
70歳以上被用者不該当届

令和　　年　　月　　日提出

提出者記入欄

事業所整理記号					—					事業所番号					

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

事業所所在地　〒　　—

事業所名称

事業主氏名

電話番号　　（　　）

社会保険労務士記載欄

氏名等

被保険者1

①被保険者整理番号		②氏名	(フリガナ) (氏)　(名)	③生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和　年　月　日
④個人番号［基礎年金番号］		⑤喪失年月日	9.令和　年　月　日	⑥喪失(不該当)原因	4. 退職等(令和　年　月　日退職等) 5. 死亡 (令和　年　月　日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
⑦備考		資格確認書回収 添付 ＿＿＿枚 返不能＿＿＿枚		⑧70歳不該当	□70歳以上被用者不該当 （退職日または死亡日を記入してください） 不該当年月日　9.令和　年　月　日

被保険者2

①被保険者整理番号		②氏名	(フリガナ) (氏)　(名)	③生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和　年　月　日
④個人番号［基礎年金番号］		⑤喪失年月日	9.令和　年　月　日	⑥喪失(不該当)原因	4. 退職等(令和　年　月　日退職等) 5. 死亡 (令和　年　月　日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
⑦備考		資格確認書回収 添付 ＿＿＿枚 返不能＿＿＿枚		⑧70歳不該当	□70歳以上被用者不該当 （退職日または死亡日を記入してください） 不該当年月日　9.令和　年　月　日

被保険者3

①被保険者整理番号		②氏名	(フリガナ) (氏)　(名)	③生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和　年　月　日
④個人番号［基礎年金番号］		⑤喪失年月日	9.令和　年　月　日	⑥喪失(不該当)原因	4. 退職等(令和　年　月　日退職等) 5. 死亡 (令和　年　月　日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
⑦備考		資格確認書回収 添付 ＿＿＿枚 返不能＿＿＿枚		⑧70歳不該当	□70歳以上被用者不該当 （退職日または死亡日を記入してください） 不該当年月日　9.令和　年　月　日

被保険者4

①被保険者整理番号		②氏名	(フリガナ) (氏)　(名)	③生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和　年　月　日
④個人番号［基礎年金番号］		⑤喪失年月日	9.令和　年　月　日	⑥喪失(不該当)原因	4. 退職等(令和　年　月　日退職等) 5. 死亡 (令和　年　月　日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
⑦備考		資格確認書回収 添付 ＿＿＿枚 返不能＿＿＿枚		⑧70歳不該当	□70歳以上被用者不該当 （退職日または死亡日を記入してください） 不該当年月日　9.令和　年　月　日

（裏面）

記入方法

提出者記入欄　：事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

事業所整理記号			0	1	—	イ	ロ	ハ		事業所番号	1	2	3	4	5

①被保険者整理番号　：資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ず記入してください。

②氏名　：氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

③生年月日　：年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。

⑤ 昭和 7. 平成 9. 令和		年		年		日
	6	3	0	5	0	3

④個人番号
（基礎年金番号）　：本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。なお、「死亡」による資格喪失の場合は、基礎年金番号を記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、記入不要です。

⑤喪失年月日　：下図を参照し、喪失年月日を記入してください。

退職等による資格喪失	退職日の翌日 転勤の当日 雇用契約変更の当日
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日
社会保障協定による資格喪失	社会保障協定発効の当日 相手国法令の適用となった日の翌日

⑥喪失（不該当）原因　：下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。退職・死亡の場合は、その当日の年月日を（　）内に記入してください。

4. 退職等	退職した場合、雇用契約の変更等により被保険者の適用対象外となった場合、退職後に継続して再雇用した場合
5. 死亡	死亡した場合
7. 75歳到達	75歳に到達したことで後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
9. 障害認定	65歳以上75歳未満の方で、障害認定により後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
11. 社会保障協定	社会保障協定により、相手国法令の適用を受け、被保険者資格を喪失する場合

⑦備考　：必要に応じて記入してください。

⑧70歳不該当　：70歳以上の方の場合、「□70歳以上被用者不該当」にチェックを入れてください。
また、「不該当年月日」に退職または死亡した当日の年月日を記入してください。
在職中に70歳に到達された方の厚生年金保険被保険者資格喪失届は、この用紙ではなく『70歳到達届』を提出してください。

備考1：この用紙は、A列4番とすること。
2：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第十一号の二（第二十二条関係）

□健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届・厚生年金保険70歳以上被用者不該当届

様式コード2201

1．個人番号

10．被保険者氏名

フリガナ（カタカナ）

12．生　年　月　日
（大正　昭和
平成　令和）　年　月　日

17．社会保険事業所整理記号

18．社会保険事業所番号

19．社会保険被保険者整理番号

20．基礎年金番号（個人番号を記入した場合は、記入は不要です。）

21．社会保険喪失年月日
元号　年　月　日
（5　昭和
7　平成
9　令和）

22．社会保険喪失原因
（4　退職等（令和　年　月　日退職等）
5　死亡（令和　年　月　日死亡）
7　75歳到達（健康保険のみ喪失）
9　障害認定（健康保険のみ喪失））

23．備考

該当する項目を○で囲んでください。
1　二以上事業所勤務者の喪失
2　退職後の継続再雇用者の喪失
3　その他（　　）

24．資格確認書回収
添付　　枚
返不能　　枚
※資格確認書を回収できない場合は、必ず「資格確認書回収不能届」をご提出ください。

25．70歳以上不該当
（チェックを入れて、退職日または死亡日を記入してください）
元号　年　月　日
（5　昭和
7　平成
9　令和）

35．事業所名称

令和　　年　　月　　日提出

住　所　〒
事業主　氏　名
電話番号

社会保険労務士記載欄		氏　名

様式第2号の2(第6条関係)

□雇用保険被保険者資格取得届

安定所控

帳票種別 20101

1. 個人番号

2. 被保険者生年月日　元号　年　月　日　(35 昭和 47 平成 59 令和)

3. 性別　(1 男 2 女)

4. 被保険者氏名　フリガナ(カタカナ)

5. 変更後の氏名　フリガナ(カタカナ)

6. 雇用保険被保険者番号

7. 雇用保険適用事業所番号

8. 雇用保険資格取得年月日　元号　年　月　日

9. 雇用保険資格取得区分　(1 新規 2 再取得)

10. 雇用保険被保険者となったことの原因　(1 新規雇用(新規学卒) 2 新規雇用(その他) 3 日雇からの切替 4 その他 8 出向元への復帰等(65歳以上))

11. 雇用形態　(1 日雇 2 派遣 3 パートタイム 4 有期契約労働者 5 季節的雇用 6 船員 7 その他)

12. 賃金(支払の態様―賃金月額：単位千円)　百万 十万 万 千円　(1 月給 2 週給 3 日給 4 時間給 5 その他)

13. 就職経路　(1 安定所紹介 2 自己就職 3 民間紹介 4 把握していない)

14. 契約期間の定め　(1 有 ― 契約期間 元号 年 月 日 から 元号 年 月 日 まで / 契約更新条項の有無 (1 有 2 無) / 2 無)

15. 職種　(01～11) 注意書き参照

16. 1週間の所定労働時間　時間　分

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

29. 被保険者氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名(ローマ字)〔続き〕

30. 在留カードの番号(在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)

31. 在留期間　西暦 年 月 日 まで

32. 資格外活動の許可の有無　(1 有 2 無)

33. 派遣・請負就労区分　(1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労する場合 2 1に該当しない場合)

34. 国籍・地域

35. 在留資格

※公安記載欄

40. 取得時被保険者種類　(1 一般 2 短期常態 3 季節 11 高年齢被保険者(65歳以上))

41. 番号複数取得チェック不要　(チェック・リストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入。)

42. 国籍・地域コード　(33欄に対応するコードを記入)

43. 在留資格コード　(34欄に対応するコードを記入)

44. 事業所名称

備考

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

令和　年　月　日

住　所 〒

事業主氏名

電話番号

公共職業安定所長　殿

窓口受付機関印

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※

所長		次長		課長		係長		係		操作者	

※備考　確認通知　令和　年　月　日

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号の二を次のように改める。

（港湾労働法施行規則の一部改正）
第三条　港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
様式第一号（第三面）を次のように改める。

様式第1号（第3条第2項関係）（第3面）

記載要領

1　※印欄は記入しないで下さい。

2　港湾労働者派遣事業関係欄について、派遣対象労働者であるに丸印を付ける場合には、事業主は、当該労働者の同意を必ず得ること。

3　主として従事している業務欄に記載されている用語の定義は以下のとおりとする。

船　内　作　業：港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）

はしけ作業：港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為

沿　岸　作　業：港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）

いかだ作業：港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為

船舶貨物整備作業：港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）

倉　庫　作　業：港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）

4　主として従事している業務欄については、当該労働者が、港湾運送事業法第2条第1項第2号及び第4号に掲げる行為を行う事業の事業主に雇用されており、かつ、同法第2条第1項第2号及び第4号に掲げる行為に主として従事している場合は、船内作業及び沿岸作業の双方に丸印を付けるものとする。

5　取得資格欄については、届出に係る港湾労働者が派遣対象労働者である場合で、かつ、当該港湾労働者が派遣就業する業務に港湾労働法第25条第4項の厚生労働大臣が定める期間以上主として従事していない場合についてのみ記入すること。また、記入事項としては、7　資格一覧表のうち、該当する資格番号を記入すること。また、届出に際しては、免許等、当該港湾労働者が上記資格を取得していることを客観的に証する書面の写しを添付すること。

6　社会保険関係欄には、加入している雇用保険及び社会保険欄に○を記入すること。また、届出に係る港湾労働者が雇用保険の一般被保険者であり、かつ、健康保険（日雇保険を除く。）及び厚生年金保険の被保険者であるときは、これらの社会保険の被保険者証（健康保険にあっては資格確認書）及び被保険者資格取得確認通知書又は被保険者資格取得届の写しを被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で添付すること。また、届出に係る港湾労働者が社会保険の資格取得届を提出中である場合には資格取得届の提出年月日を記入すること。

（日本産業規格A列4）

（11ページ）

この手帳について

1　健康診断を受けるときは、この手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらってください。

2　厚生労働大臣の認定を受けた負傷又は疾病について治療を受けるときは、指定医療機関に認定書と共にこの手帳を提出してください。

3　厚生労働大臣の認定を受けていない負傷又は疾病について治療を受けるときは、被爆者一般疾病医療機関にこの手帳を提出してください。社会保険により治療を受けることができる方は、被保険者の資格の確認を併せて受けてください。
　なお、遺伝性疾病、先天性疾病、軽い虫歯等については、この手帳で治療を受けることはできません。

4　緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医療機関又は被爆者一般疾病医療機関以外から医療を受けた後、都道府県知事に医療費の支給を申請することができます。

5　住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。

6　この手帳は、無くさないように大切にお持ちください。もし、無くしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。

7　記載すべき余白が無くなったときは、すぐその旨を届け出てください。

8　この手帳は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

（A列6番）

注　3ページから10ページまでの各ページについては、必要に応じ、適宜増やして差し支えない。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（11ページ）を次のように改める。

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（３ページ）を次のように改める。

（3ページ）

注意事項

1　この証は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第6条第1項第10号に該当する方(特定無症候性持続感染者)を対象として交付されます。

2　この証を交付された方は、慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するため①から③までの定期検査を受けた場合、①及び②については年4回まで、③については年2回までは定期検査及びその診断のための費用(医科診療報酬点数表及び使用薬剤の薬価(薬価基準)によるものに限る)の自己負担分を支払う必要はありません。

①血液学的検査

※血液学的検査の対象となる検査項目は、赤血球数、白血球数、血色素(ヘモグロビン)測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢(しょう)血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、γ―GTP(γ―GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、PIVKA―Ⅱ、AFP―L3%、HBe抗原、HBe抗体、HBV―DNAとする。

②画像検査(腹部エコー)

③画像検査(造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI)

3　この証を交付された方は、子を出産した場合にその子に対するB型肝炎ウイルスの母子感染を防止するため、保険診療により血液学的検査(HBe抗原及びHBe抗体)を受けた場合、子1人につき1回まではその自己負担分を支払う必要はありません。

4　保険医療機関等において診療を受ける場合、この証を必ず窓口に提出してください。

5　氏名、住所、加入している医療保険、振込先に変更があったときは、社会保険診療報酬支払基金にその旨を届け出てください。

6　病態の進行や死亡で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに社会保険診療報酬支払基金に返還してください。

7　この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、社会保険診療報酬支払基金にその旨を届け出てください。

8　定期検査受診票の記載欄が無くなったときは、社会保険診療報酬支払基金にその旨を届け出てください。

9　その他の問い合わせは、下記に連絡してください。

連絡先

社会保険診療報酬支払基金　　(TEL　　)

(B7)

注　2ページについては、必要に応じ、適宜増やして差し支えない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第六十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十八条第二項の規定に基づき、農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二日

農林水産大臣　江藤　拓

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令

農薬の販売の禁止を定める省令（平成十五年農林水産省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
農薬の販売者は、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省・環境省令第二号）別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有する農薬を販売してはならない。	農薬の販売者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならない。
（削る）	一　ガンマ―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名リンデン）
（削る）	二　一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT）
（削る）	三　一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四ａ・五・六・七・八・八ａ―オクタヒドロ―エンド―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
（削る）	四　一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四ａ・五・六・七・八・八ａ―オクタヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名ディルドリン）
（削る）	五　一・二・三・一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―一・四・四ａ・五・八・八ａ―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン）
（削る）	六　一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三ａ・四・七・七ａ―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一Ｈ―インデン（別名クロルデン）
（削る）	七　一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三ａ・四・七・七ａ―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一Ｈ―インデン（別名ヘプタクロル）
（削る）	八　ヘキサクロロベンゼン
（削る）	九　ドデカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八］デカン（別名マイレックス）
（削る）	十　ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ［二・二・一］ヘプタン（別名トキサフェン）
（削る）	十一　テトラエチルピロホスフェート（別名ＴＥＰＰ）
（削る）	十二　Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｏ―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名メチルパラチオン）
（削る）	十三　Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名パラチオン）
（削る）	十四　水銀及びその化合物
（削る）	十五　二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸（別名２，４，５―Ｔ）
（削る）	十六　砒酸鉛
（削る）	十七　水酸化トリシクロヘキシルスズ（別名シヘキサチン）
（削る）	十八　Ｎ―（一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ）―四―シクロヘキセン―一・二―ジカルボキシミド（別名ダイホルタン又はカプタホール）
（削る）	十九　ペンタクロロフェノール（別名ＰＣＰ）
（削る）	二十　二・四・六―トリクロロフェニル―四′―ニトロフェニルエーテル（別名ＣＮＰ又はクロロニトロフェン）
（削る）	二十一　ペンタクロロニトロベンゼン（別名ＰＣＮＢ又はキントゼン）

（削る）	
（削る）	
（削る）	
（削る）	
（削る）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四号
環境省令

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二日

農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　浅尾慶一郎

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。	農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。
一　（略）	一　（略）
二　当該農薬の原料のうち農薬原体を除く部分における別表第一に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農薬の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。	二　当該農薬の原料のうち農薬原体を除く部分における別表に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農薬の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。（新設）
三　当該農薬が、別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有するものであるとき。	
別表第一　（略）	別表　（略）（新設）
別表第二	
一　アルファ―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン	
二　一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン（別名クロルデン）	
三　ガンマ―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名リンデン）	
四　O・O―ジエチル―O―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名パラチオン）	
五　O・O―ジメチル―O―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名メチルパラチオン）	
六　水銀及びその化合物	
七　水酸化トリシクロヘキシルスズ（別名シヘキサチン）	
八　デカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八］デカン―五―オン（別名クロルデコン）	
九　テトラエチルピロホスフェート（別名TEPP）	
十　N―（一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ）―四―シクロヘキセン―一・二―ジカルボキシミド（別名ダイホルタン又はカプタホール）	
十一　ドデカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八］デカン（別名マイレックス）	

十二	二・二・二―トリクロロ―一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホール）
十三	一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名ＤＤＴ）
十四	二・四・六―トリクロロフェニル―四′―ニトロフェニルエーテル（別名ＣＮＰ又はクロロニトロフェン）
十五	二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸（別名2，4，5―Ｔ）
十六	砒酸鉛
十七	一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四ａ・五・六・七・八・八ａ―オクタヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名ディルドリン）
十八	一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四ａ・五・六・七・八・八ａ―オクタヒドロ―エンド―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
十九	一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―一・四・四ａ・五・八・八ａ―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン）
二十	六・七・八・九・十・十―ヘキサクロロ―一・五・五ａ・六・九・九ａ―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン＝三―オキシド（別名ベンゾエピン又はエンドスルファン）
二十一	ヘキサクロロベンゼン
二十二	ベーター―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン
二十三	一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三ａ・四・七・七ａ―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一Ｈ―インデン（別名ヘプタクロル）
二十四	ペンタクロロニトロベンゼン（別名ＰＣＮＢ又はキントゼン）
二十五	ペンタクロロフェノール（別名ＰＣＰ）
二十六	ペンタクロロベンゼン
二十七	ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ［二・二・一］ヘプタン（別名トキサフェン）
二十八	メトキシ［二・二・二―トリクロロ―一―（メトキシフェニル）エチル］ベンゼン（別名メトキシクロル）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一一一

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
（極地観測等手当）	
第二十九条　（略）	
２　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級（任期付研究員にあつては、適用される俸給表）に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の三十に相当する額を加算した額）とする。	
職務の級等	手当額
行政職俸給表㈠七級以上の級 公安職俸給表㈡七級以上の級 海事職俸給表㈠六級以上の級 教育職俸給表㈠四級以上の級	四千百円

改正前	
（極地観測等手当）	
第二十九条　（略）	
２　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級（任期付研究員にあつては、適用される俸給表）に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の三十に相当する額を加算した額）とする。	
職務の級等	手当額
行政職俸給表㈠七級以上の級 公安職俸給表㈡七級以上の級 海事職俸給表㈠六級以上の級 （新設）	四千百円

研究職俸給表五級以上の級		
医療職俸給表(一)四級以上の級	（略）	
行政職俸給表(一)六級、五級及び四級 公安職俸給表(二)六級、五級及び四級 海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 教育職俸給表(一)三級及び二級 研究職俸給表四級及び三級 医療職俸給表(一)三級及び二級	三千百円	
行政職俸給表(一)三級 公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 教育職俸給表(一)一級 研究職俸給表二級 医療職俸給表(一)一級 任期付研究員法第六条第二項の俸給表	二千四百円	（略）

研究職俸給表五級以上の級		
医療職俸給表(一)四級以上の級	（略）	
行政職俸給表(一)六級、五級及び四級 公安職俸給表(二)六級、五級及び四級 海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 （新設） 研究職俸給表四級及び三級 医療職俸給表(一)三級及び二級	三千百円	
行政職俸給表(一)三級 公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 （新設） 研究職俸給表二級 医療職俸給表(一)一級 任期付研究員法第六条第二項の俸給表	二千四百円	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一〇―四―三七

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（採用時等の健康診断） **第十九条**　各省各庁の長は、職員（人事院の定める非常勤職員を除く。以下この条及び次条第二項第二号において同じ。）の採用に際し、その者の健康診断（第二十二条の四第一項に規定する検査を除く。以下第二十四条の四までにおいて同じ。）を行わなければならない。職員を新たに別表第三に掲げる業務に従事させる場合にも、同様とする。 2　（略） （定期の健康診断） **第二十条**　（略） 2　前項の健康診断は、次に掲げるものとする。 一　すべての職員（人事院の定める非常勤職員を除く。第二十一条の二及び第二十四条の二において同じ。）に対して行う一般定期健康診断 二　（略） 3　（略）	（採用時等の健康診断） **第十九条**　各省各庁の長は、職員（人事院の定める非常勤職員を除く。以下この条、次条第二項第二号及び第二十一条の二において同じ。）の採用に際し、その者の健康診断（第二十二条の四第一項に規定する検査を除く。以下第二十四条の四までにおいて同じ。）を行わなければならない。職員を新たに別表第三に掲げる業務に従事させる場合にも、同様とする。 2　（略） （定期の健康診断） **第二十条**　（略） 2　前項の健康診断は、次に掲げるものとする。 一　すべての職員（人事院の定める非常勤職員を除く。第二十四条の二において同じ。）に対して行う一般定期健康診断 二　（略） 3　（略）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一五―一四―四三

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別休暇） **第二十二条**　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一～十　（略）	（特別休暇） **第二十二条**　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一～十　（略）

十一　九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事院が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事院が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間	十一　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間
十二～十八　（略）	十二～十八　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一五―一五―二一

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（年次休暇以外の休暇）	（年次休暇以外の休暇）
第四条　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。	**第四条**　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　一の年度において人事院の定める期間	（新設）
2　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第二号から第五号までに掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。	2　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第二号から第五号まで及び第九号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事院が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事院が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間	二　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間
三～八　（略）	三～八　（略）

（削る）	
九　（略）	
3　（略）	
	九　非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前三号に掲げる場合を除く。）　一の年度において人事院の定める期間
	十　（略）
	3　（略）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。